二　旅客不定期航路事業許可申請者が法人である場合は、その役員の氏名
三　次に掲げる事項を記載した事業計画
イ～ヘ　（略）
2　前項の旅客不定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の旅客不定期航路事業について旅客不定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の旅客不定期航路事業についての旅客不定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。
一　次に掲げる事項を記載した書類
イ　当該申請が法第二十一条第二項において準用する法第四条第一号から第五号までに掲げる基準に適合する旨の説明
ロ　法第二十三条において準用する法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要並びに法第二十三条において準用する法第十条の三第四項の規定により安全統括管理者及び運航管理者に選任しようとする者の略歴
二　旅客不定期航路事業許可申請者が法第二十一条第二項において準用する法第五条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
三　旅客不定期航路事業許可申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

（事業の廃止の届出）

第二十三条の三の二　法第二十二条の規定により旅客不定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅客不定期航路事業廃止届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。
一　住所及び氏名
二　廃止の届出に係る航路
三　廃止の予定期日

二　法人である場合は、役員の氏名
三　事業計画
イ～ヘ　（略）
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の旅客不定期航路事業について旅客不定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の旅客不定期航路事業についての旅客不定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。
一　次に掲げる事項を記載した書類
イ　当該申請が法第二十一条第二項において準用する法第四条第一号から第五号までの基準に適合する旨の説明
ロ　届出をしようとする安全管理規程の概要並びに安全統括管理者及び運航管理者に予定されている者の略歴
二　申請者（申請者が法人である場合は、その役員）が法第二十一条第二項において準用する法第五条第一号及び第二号に該当しない旨の宣誓書
三　申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

（新設）

（準用規定）

第二十三条の四　第二条の二、第二条の三、第四条、第五条から第八条まで、第十六条、第十七条及び第十九条から第十九条の二の二までの規定は、法第二十一条第一項の許可及び旅客不定期航路事業について準用する。この場合において、第十六条中「一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書」とあるのは「旅客不定期航路事業譲渡譲受認可申請書」と、第十九条中「相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書」とあるのは「相続人旅客不定期航路事業継続認可申請書」と読み替えるものとする。

第二十三条の六　削除

（変更の報告）

第二十八条　（略）
2　前項第二号に掲げる場合において提出する報告書には、新たに役員となつた者が法第五条各号（第二号及び第八号を除く。）（法第十九条の三第二項及び法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付するものとする。
3　（略）

（日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体と密接な関係を有する者）

第四十二条の十八　法第四十二条第五項の規定により読み替えて適用する法第三十九条の十九第二項第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する者は、日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体の子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。）とする。

（準用規定）

第二十三条の四　第四条、第五条から第八条まで、第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、法第二十三条において準用する法第八条第一項、第九条から第十一条まで、第十九条の二の二及び第十九条の二の三の規定による旅客不定期航路事業の運賃及び料金の届出、運送約款の認可、運送約款の記載事項、運賃及び料金等の公示、安全管理規程の内容、安全統括管理者及び運航管理者の要件、安全管理規程の設定又は変更の届出、安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出、事業計画の変更の認可並びに輸送の安全にかかわる情報の公表について準用する。

（準用規定）

第二十三条の六　第十九条の四及び第十九条の五の規定は、旅客不定期航路事業について準用する。

（変更の報告）

第二十八条　（略）
2　前項第二号に掲げる場合において提出する報告書には、新たに役員となつた者が法第五条第一号及び第二号（法第十九条の三第二項及び法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）に該当しない旨の宣誓書を添付するものとする。
3　（略）

（日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体と密接な関係を有する者）

第四十二条の十八　法第四十二条第五項の規定により読み替えて適用する法第三十九条の十九第二項第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する者は、日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体の子会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。）とする。

附　則

この省令は、海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年六月十一日）から施行する。